

## 豊四季町会申し合わせ事項

### 1. 町会費集金について

町会費は班長が4月末までに集金の上、集金表を併せて組長へ届けて下さい。会員宛て領収書、班長宛て領収書の確認、企業宛て領収書希望者は別途準備しています。

1組・2組の組長は 榎本清一行政担当委員（7143-5185）へ

3組・4組・5組の組長は 佐藤雄二行政担当委員（7144-8252）へ届けて下さい。

途中入退会者の会員は月割で処理します。

### 2. 募金について

日本赤十字社の赤い羽根及び歳末助け合い共同募金等は、徴収した町会費から充当しますので、改めて集金は致しません。

### 3. 行政資料配布と町会お知らせ資料の回覧について

原則月一回、月初めに配布されます。

### 4. 街灯（防犯灯）の不具合等について

不具合等に気づいたときは、班長から直接、山本電機（7143-0030）に申し込んで下さい。組・班名と電柱番号を調べて連絡して下さい。

### 5. 町会からの香典について

会員ご不幸の時は、御香典(¥5,000)をお届けしますので、班長から行政担当委員に連絡して下さい。行政担当委員が班長にお届け致します。

### 6. カラスよけネットについて

必要な時は行政担当委員に連絡して下さい。

### 7. 震災等、緊急災害時の役員の責務について

班長は速やかに各自の班員の安否及び被害状況を確認し、組長に連絡し、組長は1時間以内に本部（公民館）に報告して下さい。救助・避難・誘導等の災害時の対応は、本部・役員・ボランティア等の指示に従って下さい。

### 8. 資源品について

資源品は指定日に出して下さい。町会の貴重な財源です。